

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年11月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400040号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400062号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成27年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成25年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から平成27年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月、同年6月から同年8月まで及び同年10月から平成27年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年4月1日から同年5月1日まで  
② 平成25年6月1日から同年9月1日まで  
③ 平成25年10月1日から平成27年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された勤務状況及び給与額等が記載された資料(以下「給与明細書」という。)及び給料一覧表により、別表の第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬

月額、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び給料一覧表により確認できる報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成25年4月	24万円	34万円	44万円	34万円
平成25年6月及び同年7月	24万円	36万円	47万円	36万円
平成25年8月	24万円	34万円	44万円	34万円
平成25年10月	22万円	38万円	50万円	38万円
平成25年11月	22万円	36万円	47万円	36万円
平成25年12月	22万円	34万円	44万円	34万円
平成26年1月	22万円	36万円	47万円	36万円
平成26年2月	22万円	30万円	38万円	30万円
平成26年3月及び同年4月	22万円	36万円	47万円	36万円
平成26年5月	22万円	32万円	41万円	32万円
平成26年6月	22万円	34万円	44万円	34万円
平成26年7月	22万円	41万円	53万円	41万円
平成26年8月	22万円	38万円	50万円	38万円
平成26年9月及び同年10月	22万円	36万円	47万円	36万円
平成26年11月及び同年12月	22万円	32万円	32万円	32万円
平成27年1月	22万円	34万円	34万円	34万円
平成27年2月	22万円	32万円	32万円	32万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400044号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400063号

## 第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成26年12月1日から平成27年5月1日までの期間、同年6月1日から平成28年7月1日までの期間、同年11月1日から平成29年11月1日までの期間、同年12月1日から平成30年1月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成26年12月から平成27年4月まで、同年6月から平成28年6月まで、同年11月から平成29年10月まで、同年12月、平成30年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月から平成27年4月まで、同年6月から平成28年6月まで、同年11月から平成29年10月まで、同年12月、平成30年3月及び同年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月1日から平成28年7月1日まで  
② 平成28年11月1日から平成29年11月1日まで  
③ 平成29年12月1日から平成30年1月1日まで  
④ 平成30年3月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されている。給与からは、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①（平成27年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。）、②、③及び④については、A社の事業主から提出された給料一覧表及び勤務状況、給与額等が記載された資料（以下「給与明細書」という。）により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①（平成27年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。）、②、③及び④に係る標準報酬月額については、前述の給料一覧表及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①（平成27年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。）、②、③及び④について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対して誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち平成27年5月1日から同年6月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

## 別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成26年12月	22万円	—	32万円	32万円	32万円
平成27年1月及び同年2月	22万円	—	26万円	26万円	26万円
平成27年3月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成27年4月	22万円	—	24万円	24万円	24万円
平成27年6月及び同年7月	22万円	—	28万円	28万円	28万円
平成27年8月	22万円	—	24万円	24万円	24万円
平成27年9月	18万円	—	30万円	30万円	30万円
平成27年10月	18万円	—	28万円	28万円	28万円
平成27年11月及び同年12月	18万円	—	26万円	26万円	26万円
平成28年1月	18万円	—	24万円	24万円	24万円
平成28年2月及び同年3月	18万円	—	30万円	30万円	30万円
平成28年4月	18万円	—	24万円	24万円	24万円
平成28年5月	18万円	—	20万円	20万円	20万円
平成28年6月	18万円	—	28万円	28万円	28万円
平成28年11月	19万円	—	24万円	24万円	24万円
平成28年12月及び平成29年1月	19万円	—	22万円	22万円	22万円
平成29年2月	19万円	—	24万円	24万円	24万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成29年3月及び同年4月	19万円	—	26万円	26万円	26万円
平成29年5月	19万円	—	24万円	24万円	24万円
平成29年6月	19万円	—	26万円	26万円	26万円
平成29年7月	19万円	—	24万円	22万円	22万円
平成29年8月	19万円	—	24万円	24万円	24万円
平成29年9月	24万円	26万円	—	28万円	26万円
平成29年10月	24万円	26万円	—	26万円	26万円
平成29年12月	24万円	26万円	—	28万円	26万円
平成30年3月及び同年4月	24万円	26万円	—	26万円	26万円



厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400287 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400061 号

## 第1 結論

1 請求者のA社 (現在は、B社) における昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 57 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 4 月までの標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 10 万 4,000 円とする。

昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 57 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 4 月までの標準報酬月額については 11 万 8,000 円とする。

昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額 10 万 4,000 円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

4 請求者のC社 (現在は、D社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から昭和 57 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

③ 昭和 61 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額については、ねんきん定期便で確認できる厚生年金保険料納付額と給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額が相違しているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A 社に勤務していた際の給料支払明細書を確認したところ、厚生年金保険料がトータルで 24 回控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は 23 か月になっている。昭和 58 年 3 月 31 日まで在籍していたはずなので、資格喪失日の記録を訂正し、被保険者期間を 24 か月に訂正してほしい。

請求期間③について、C 社に勤務していた際の給料支払明細書を確認したところ、厚生年金保険料がトータルで 31 回控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は 30 か月になっている。昭和 61 年 9 月 30 日まで在籍していたはずなので、資格喪失日の記録を訂正し、被保険者期間を 31 か月に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書により、当該期間における標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①に係る請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、給料支払明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、11 万 8,000 円であり、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（10 万 4,000 円）より高額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生

年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出されたA社の給料支払明細書によると、請求者は同社の事業主により厚生年金保険料を 24 回控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の厚生年金基金加入記録を管理する企業年金連合会から提出された請求者の中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳によると、請求者のA社における厚生年金基金の資格喪失年月日は昭和 58 年 3 月 31 日であり、厚生年金保険の資格喪失年月日と一致している。

また、請求者がA社を退職後に勤務した事業所に係る昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄には、A社を昭和 58 年 3 月 25 日に退職した旨が記載されている上、労働局から提出された雇用保険の加入記録においても離職日は、上記源泉徴収票から確認できる退職日と一致していることから請求期間②の勤務実態は確認できない。

さらに、現在の事業主は、A社における請求者の勤務実態について、確認できる資料がなく不明である旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間②におけるA社の勤務又は在籍について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②にA社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

- 4 請求期間③について、請求者から提出されたC社の給料支払明細書によると、請求者は同社の事業主により厚生年金保険料を 31 回控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたC社における給与支払報告書の「中途就・退職」欄に昭和 61 年 9 月 25 日退職と記載されている上、労働局から提出された雇用保険の加入記録においても離職日は、上記給与支払報告書から確認できる退職日と一致していることから請求期間③の勤務実態は確認できない。

また、現在の事業主は、C社における請求者の勤務実態について、確認できる資料がなく不明である旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間③におけるC社の勤務又は在籍について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③にC社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。